

書誌第101号追

本州南・東岸水路誌

追補第2

令和3年（2021）8月6日発行



Japan Chart 150th

海上保安庁

本州南・東岸水路誌

追補第2

この追補は、令和2年3月刊行の本州南・東岸水路誌の記載事項を更新するもので、令和3年7月1日までに入手した資料を基に編集したものです。

追補は、更新情報を記載した「本文」と、それを検索するため、ページ番号等を記載した「索引」から構成されています。

「索引」については、更新箇所の表題や港名等を記載し、ページ番号順に並べています。

「本文」については、本追補の更新箇所は、灰色背景で赤色文字にて示しています。

【】で囲んだ内容は、削除や差し替えを行うことを意味しています。

図の挿入等によりページ内に収まらない場合は、水路誌本誌とのページ番号を整合させるため、追補においては、便宜的に枝番号を付しています。

令和3年8月6日

海上保安庁海洋情報部

注 意

海上保安庁は、各国が発布した諸法規、宣言、海図及び水路通報・航行警報並びに船舶等からの視認報告のうち、船舶交通の安全の確保と海洋環境の保全という観点から、航海の安全及び環境保全に影響を与える可能性のある情報については、水路通報及び航行警報により周知するほか、海上保安庁の海図その他の航海用刊行物にも掲載するようにしています。

これらの情報を利用するにあたっては、海上保安庁によるこれらの情報提供は、航海の安全等のための利用を目的としており、その内容は日本政府がこれらの諸法規、宣言等を承認したことを意味するものではない点に留意してください。

表紙：「新印章について」

令和3年、日本の海図の歴史が始まり150年の節目の年を迎えました。新たな歴史を刻む第一歩として、今年から新印章を付した水路図誌の刊行を始めました。

5 AIS 信号所 船舶の AIS (Automatic Identification System : 船舶自動識別システム) 受信機又は AIS 重畳表示が可能なレーダや ECDIS (Electronic Chart Display and Information System : 電子海図表示システム) 画面上に航行船舶の指標となる航路標識のシンボルマーク等を示すための電波を発射する施設のこと。種別には、既存の航路標識に AIS 局を併置した「Real」と実際には存在しない航路標識をレーダ等に表示させる「Virtual」がある。本誌記載区域内には、次の 10 AIS 信号所がある。

AIS 信号所名	位 置	種 別	備 考
ふくしま浜風洋上風力発電施設	37° 19.5' N 141° 15.8' E	Real	ふくしま浜風洋上風力発電施設灯に併置
ふくしま絆洋上サブステーション施設	37° 18.6' N 141° 14.4' E	Real	ふくしま絆洋上サブステーション施設灯に併置
ふくしま未来洋上風力発電施設	37° 18.6' N 141° 15.8' E	Real	ふくしま未来洋上風力発電施設灯に併置
ふくしま新風洋上風力発電施設	37° 17.7' N 141° 15.7' E	Real	ふくしま新風洋上風力発電施設灯に併置
浦賀水道航路南口中央	35° 12.7' N 139° 46.6' E	Real	浦賀水道航路第 1 号灯浮標に併置
伊豆大島西岸沖推薦航路北バーチャル AIS 航路標識 (安全水域標識)	34° 48.0' N 139° 17.0' E	Virtual	横浜 AIS 信号所管理
伊豆大島西岸沖推薦航路南バーチャル AIS 航路標識 (安全水域標識)	34° 42.2' N 139° 10.0' E	Virtual	横浜 AIS 信号所管理
伊良湖水道航路北口東端	34° 34.8' N 136° 59.4' E	Virtual	伊勢湾海上交通センター管理
伊良湖水道航路南東方	34° 32.4' N 137° 01.8' E	Real	伊勢湾第 2 号灯浮標に併置
中山水道開発保全航路第 1 号	34° 37.7' N 136° 58.6' E	Real	中山水道開発保全航路第 1 号灯標に併置
四日市港昭和四日市石油シーバー	34° 55.8' N 136° 42.2' E	Real	

第 6 章 水 先

水 先 区

10 水先区とは水先法の適用される区域で、名称及び区域は水先法施行令で定められている（水先法第 33 条、同法施行令第 3 条）。このうち、水先人を乗り込ませなければならない港又は水域を強制水先区という（水先法第 35 条第 1 項、同法施行令第 4 条、第 5 条、同法施行規則第 21 条）。本誌の記載区域内にある水先区などは、次表のとおりである。

1 水先区

水 先 区	区 域
八 戸	八戸港及び付近
釜 石	釜石港の区域
仙 台 湾	仙台塩釜港～石巻港及び付近
小 名 浜	小名浜港及び付近
鹿 島	鹿島港及び付近
東 京 湾	千葉県明鐘岬から 304 度に引いた線以北の区域
田子の浦	田子の浦港の区域
清 水	清水港及び付近
伊勢三河湾	伊勢湾、三河湾、伊良湖水道及び付近

5 鹿島水先区水先人会

電話番号等	乗船地点	備 考
TEL 0299-82-5515 FAX 0299-82-6205	鹿島港南防波堤灯台から 040° 3.8M を中心とする半径 1.5M の円内に囲まれる水域	1 入港船は VHFch16 を 1 時間前から聴取し、入港後もシフト 1 時間前から聴取すること。 2 水先人用はしごはうねりの反対舷の風下側に用意すること。 3 水先人用はしごは水面上 2m に用意し、ブルワークにはスタクションを付けること。 4 水先艇にはタグボートを使用し、マストに H 旗を掲げている。 5 四季を通じ風浪が高く、出動が困難な場合はポータラジオ又は代理店を通じ、本船に連絡する。 6 水先人はタグボートの接舷が困難（乗船不能）な時は、船長が了承すれば、タグボートに UH 旗を掲げ誘導し、港内で乗船することがある。 7 超大型船は第 1 号・第 2 号灯浮標がある入口付近に近寄り過ぎると、以後の操船に困難になるので、その 3M 以内に近づかないこと。 8 要請に際しては、必ず正確な喫水を通知すること。 9 毎年 5～9 月末まで、建て網による漁業が行われるので、入出港には十分注意すること。 10 この港では航行管制信号が行われているから、入出港の際は鹿島信号所の信号に従うこと。 11 入航予定船は正確な ETA、錨泊位置（南防波堤灯台からの方位・距離）を VHF でポータラジオに通報すること。

6 東京湾水先区水先人会

電話番号等	乗船地点	備 考
東京湾水先区水先人会本部 TEL 045-650-3180 FAX 045-663-4811 オペレーション部 (ハーバグループ) TEL 045-681-4081 FAX 045-662-1260 (ベイグループ) TEL 045-681-4091 FAX 045-662-4090 東京事務所 TEL 03-3453-1691 FAX 03-3453-4025 横須賀事務所 TEL 046-835-5709 FAX 046-835-4977 千葉事務所 TEL 043-242-6391 FAX 043-248-2553	1 浦賀水道及び横須賀港 (1) 浦賀水道航路中央第 1 号灯浮標から 178° 2.2M 付近 (2) 横須賀港 東北防波堤東灯台から 100° 1.5M 付近 (3) 久里浜 海瀬島灯台から 015° 0.5M 付近 2 東京湾内各港のバースに入る船舶であって、乗り継ぎが必要なものについての引継ぎ場所 (1) 京浜港東京区 東京沖灯浮標から 0° 1M の地点 (パイロット・ステーション) を中心とする半径 1.5M の円内の海面 (2) 京浜港川崎区川崎航路及び扇島東水路出入り口 第 1 号灯標から 150° 1.5M の地点を中心とする半径 1.5M の円内の海面ただし、大型船は第 1 号灯標から 170° 2.5M の地点を中心とする半径 1M の円内の	1 水先の申し込み期限 水先を求めようとする者は、水先開始予定時刻の 24 時間前までに申し込むことを原則とする。ただし、京浜港東京区の港内業務については、水先開始予定時刻の前日の正午までに申し込むことを原則とする。 2 水先の申し込み方法 (1) 水先を求めようとする者は、書面、電話又はその他確実な方法によって東京湾水先区水先人会合同事務所（本部事務所）に申し込むものとする。 ただし、京浜港横浜区及び川崎区にあつては各々港湾局を、木更津港にあつては日鉄物流君津株式会社港湾管理室を経由するものとする。 (2) 前項の申込みをする時は、船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、船舶所有者（水先法第 3 条）の氏名又は名称及び住所、輸出免税等（消費税法）該当の有無、速力、積荷の種類、水先開始予定時刻、水先区間、検疫の要否その他必要事項を通知するものとする。 ただし、トン数証書に二組のトン数を表示す

<p>木更津事務所 TEL 0438-36-0700 FAX 0438-36-4696</p> <p>川崎事務所 TEL 044-266-8877 FAX 044-266-8877</p>	<p>海面</p> <p>(3) 京浜港川崎区扇島水路 第1号灯浮標から125° 1Mの地点を中心とする半径1Mの円内の海面</p> <p>(4) 京浜港横浜区鶴見航路 横浜大黒防波堤東灯台から120° 2Mの地点を中心とする半径1Mの円内の海面</p> <p>(5) 京浜港横浜区横浜航路及び日産本牧ふとう方面のバース 第1号灯標から145° 1.5Mの地点を中心とする半径1Mの円内の海面</p> <p>(6) 京浜港横浜区根岸水路及び第5区 第1号灯浮標から125° 1Mの地点を中心とする半径1Mの円内の海面</p> <p>(7) 千葉港千葉、市原、姉崎、椎津航路 港口第1号灯標を中心とする半径1Mの円内の海面</p> <p>(8) 千葉港船橋水路 第1号灯浮標から220° 1Mの地点を中心とする半径1Mの円内の海面</p> <p>(9) 千葉港、北袖、南袖水路及び東京ガス袖ヶ浦LNG基地 京葉シーバースの南西端から250° 1.5Mの地点を中心とする半径1Mの円内の海面</p> <p>(10) 千葉港京葉シーバース 京葉シーバースの南西端から250° 2Mの地点を中心とする半径1Mの円内の海面</p> <p>(11) 木更津港木更津航路及び君津水路 港口第2号灯標を中心とする半径1Mの円内にて中ノ瀬航路及び木更津航路を除く海面</p> <p>(12) 木更津港富津航路 中ノ瀬航路第6号灯標を中心とする半径1Mの円内にて中ノ瀬航路を除く東側海面</p> <p>3 東京湾内各港のバースより出る船舶であつて、乗り継ぎが必要なものについての引継ぎ場所 各港航路又は水路の出口付近 前2及び3の基準は、航路又は水路付近における停泊船或は行会い船の状況、本船舶型の大小、喫水の深淺及び天候の状況などにより変更することがある。</p>	<p>る船舶並びに船舶積量互認条規を締結していない国の船舶で、トン数証書には一組のトン数を表示し、荷主又は船主の都合によりその都度表示トン数を変更する船舶にあつては、大きい方の総トン数をもって水先法に定める総トン数とみなす。</p> <p>(3) 船舶が特殊な状態にある場合には、前条の規定にかかわらず3日前までに必要事項を通知するものとする。</p> <p>3 水先の申込の変更又は取り消し 水先の申込の変更又は取り消しをしようとする者は、港内業務にあつては、水先開始予定時刻の2時間前までに、航行業務にあつては、水先開始予定時刻の3時間前までに通知しなければならない。</p> <p>4 乗下船の安全措置</p> <p>(1) 船長は、水先人が水先船による乗船又は下船に際しては、風下舷側をつくり、適度に速力を減じ、又は機関を停止するなど水先人及び水先船の安全に対し留意すること。</p> <p>(2) 船長は、水先人用はしご等については、1974年の海上における人命の安全のための国際条約第5章第23規則の規定を遵守するとともに、水先人用はしごの最下段の踏段が水先船に達する適当な高さになるよう取り付け、長すぎて海面に達することのないよう特に留意すること。</p>
--	---	---

7 田子の浦水先区水先人会

電話番号等	乗船地点	備考
TEL 0545-33-0734 FAX 0545-32-1260	田子の浦港西防波堤灯台から 200° 2M付近	<ol style="list-style-type: none"> 1 水先人用はしごは、風浪を遮蔽できる側に用意する。地形の特性上、年間を通じてほとんど左舷側であり、水面上 2m とする。 2 荒天の際は、水先人の乗船可否を代理店又はたごのうらポートラジオ（呼出 VHF ch16、通話 VHF ch11,12）に、あらかじめ確かめておくこと。ただし、あらかじめ代理店と連絡のうえ、防波堤内まで進航すれば水先人は乗船する。 3 水先人の乗船地点に接近した船舶と待機中の水先人との連絡は VHF で行う。 4 水先艇の代わりにタグボート（マストに昼間は H 旗、夜間は白・紅灯を掲げる）を使用する 5 田子の浦港外は水深が急深であり、安全な錨地は皆無であるので、入港待ちの場合は沖合で漂泊するか清水港外に錨泊すること。港口付近に田子の浦港信号所（東洋信号通信社田子の浦港事務所）があり、各船に対して VHF、電話又はトランシーバーを用いて、入出港の管理を行っている。

8 清水水先区水先人会

電話番号等	乗船地点	備考
TEL 054-352-2191 FAX 054-351-0527	清水灯台 (35° 00.6' N 138° 31.8' E) から 022° 2,300m 付近	<ol style="list-style-type: none"> 1 風浪が強いときには風下をつくり、乗船しやすいようにすること。水先人用はしごは水面上 1～1.5m に用意する。 2 入港船は石廊崎灯台と御前崎とを結ぶ一線を通る際、清水港務用海岸局（呼出符号“しみずポートラジオ”呼出 VHFch16、通話 VHFch12、14、20）あて所定の事項を通報すること。なお、天候その他の理由により入港時間に 1 時間以上の変更のある場合は再通報すること。

5 9 伊勢三河湾水先区水先人会

電話番号等	乗船地点	備考
合同事務所(半田) TEL 0569-23-0713 FAX 0569-22-8835 E-mail : user@isemikawapilot.jp 名古屋事務所 TEL 052-654-1281 FAX 052-652-4501 E-mail : user@isemikawapilot.jp 四日市出張所 TEL 059-352-6818 FAX 059-352-5739	喫水・航路及び行先港別により、下記各地点で乗船する。 1 伊良湖水道沖 (1) 喫水 14m 以上の船舶 鎧埼灯台より 090° 3.5M の地点を中心とする半径 1M の円内海面 (2) 総トン数 7 万トンを超える液化ガス運搬船 伊勢湾第 1 号灯浮標から 180° 6 M の地点を中心とする半径 1 M の円内海面 (3) 喫水 14m 未満の船舶 ① 東方より来航する船舶	<ol style="list-style-type: none"> 1 水先を求めようとする者は、水先開始予定時刻の 24 時間前までに申し込むことを原則とする。水先の申込みの変更又は取消しは、あらかじめ定めた水先開始予定時刻の 12 時間前までにしなければならない。その後変更される場合は、その都度変更する時刻を E メール、VHF 等の方法によって水先人会事務所に通報すること。VHF 利用の場合の呼出名称は“IRAGO PILOT”とする。 2 VHF を利用して水先人乗船地点到着 3 時間前に正確な到着時刻を連絡すること。また、VHFch16 による当方からの呼出しに注意して聴取すること。 3 パイロットステーションにおける水先人の乗下船時には風下舷をつくり、風波の強い場合には、

第 10 章 法 規

港湾法 交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。

5 港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針、港湾計画等について定めている。

海上交通安全法 船舶交通が輻輳する東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の 3 海域において、特別の交通方法を定めるとともに工事・作業等の行為を規制することにより、船舶交通の安全を図ることを目的としている。東京湾及び伊勢湾では港域などの一部の海域を除くほとんどが適用海域となっており、東京湾には浦賀水道航路及び中ノ瀬航路、伊勢湾には伊良湖水道航路の 3 航路が制定されている。また、5 海域に経路が指定されている。

10

この法律では、各航路における一般的航法、航路ごとの航法、巨大船、危険物積載船など特殊な船舶の航路における特別な交通方法、航路以外の海域における航法、危険防止のための交通制限等、灯火等の表示、船舶の安全な航行を援助するための措置、危険の防止措置などについて定めている。

海上交通安全法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 53 号)により、東京湾・伊勢湾・瀬戸内海(大阪湾を含む)において台風等の異常な気象・海象が予想される場合、走錨等に起因する事故の防止に万全を期すため、以下の湾外避難・湾内の錨泊制限等を勧告・命令する制度等が創設され、令和 3 年 7 月 1 日から施行されている。

15

各航路に共通して適用される規定には、次のものがある。

1 一般的航法

航 法	内 容
航路航行義務	長さ 50m 以上の船舶は、航路の付近にある国土交通省令で定める 2 つの地点の間を航行しようとするときは、航路又はその区間をこれに沿って航行しなければならない(海上交通安全法第 4 条、同法施行規則第 3 条)。
速力の制限	浦賀水道航路、中ノ瀬航路及び伊良湖水道航路の全区間では、船舶は 12kn を超える速力で航行してはならない(海上交通安全法第 5 条、同法規則第 4 条)。
進路を知らせるための措置	汽笛を備えている 100 t 以上の船舶は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横断しようとするときは、行先を表示する信号を行わなければならない。また、船舶(汽笛を備えていない船舶、船舶自動識別装置を備えていない船舶及び船員法施行規則第 3 条の 16 ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させていない船舶を除く)は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横断しようとするときは、船舶自動識別装置により、目的地に関する情報を送信しなければならない(海上交通安全法第 7 条、同法施行規則第 6 条)。
航路外での待機の指示	浦賀水道航路、中ノ瀬航路において、視界が制限される場合、一定の大きさ以上の船舶に対し、海上保安庁は、当該船舶の危険を防止するため必要な間、航路外での待機を指示することができる。 また、伊良湖水道航路においては、視界が制限される場合のほか、同航路内で巨大船と長さ 130 メートル以上の船舶(巨大船を除く。)が行き会うことが予想される場合に、海上保安庁は、航路外での待機を指示することができる(海上交通安全法第 10 条の 2、同法規則第 8 条)。

20

2 巨大船等の航行に関する通報

巨大船等の船長は、海上交通安全法により定められた航路を航行しようとするときは、当該船舶の名称、

総トン数及び長さ、航路航行予定時刻、当該船舶との連絡手段等の通報事項を航路担当の海上交通センターに通報しなければならない（海上交通安全法第 22 条、同法施行規則第 13 及び 14 条並びに昭和 48 年海上保安庁告示第 109 号「巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示」）。

通報の時期、通報事項、方法等については、第 3 編沿岸・港湾記に記載してある。

5 3 航路以外の海域における航法

法適用海域のうち、航路の設定された海域以外の海域について、船舶の航行経路を指定し、船舶はできる限りこの指定された経路によって航行しなければならない。

東京湾にあっては東京沖灯浮標付近海域、東京湾アクアライン東水路付近海域、木更津港沖灯標付近海域及び中ノ瀬西方海域に 4 経路、伊勢湾にあっては伊良湖水道航路出入口付近海域に 1 経路が指定されている。

4 船舶の安全な航行を援助するための措置

法第 4 条の規定によって航路航行義務が課される長さ 50 メートル以上の船舶であって、航路又はその周辺の一定の海域を航行する特定船舶に対し、海上保安庁長官が、当該特定船舶において聴取することが必要と認められる一定の情報を提供し、当該特定船舶にあっては当該情報を聴取しなければならない（海上交通安全法第 30 条第 2 項、同法施行規則第 23 条の 2、第 23 条の 3）。

また、海上保安庁長官は、特定船舶に対し、航法遵守又は危険防止のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができるとともに、勧告を受けた船舶に対して、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる（海上交通安全法第 31 条、同法施行規則第 23 条の 4）。

5 異常気象等時における措置

(1) 異常な気象・海象が予想される場合の勧告・命令制度（海上交通安全法第 32 条）

① 特に勢力の強い台風の直撃が予想される際、大型船等の一定の船舶に対し、湾外などの安全な海域への避難や入湾の回避を勧告。

② 台風等の接近の際、湾内等にある船舶に対し、一定の海域における錨泊の自粛や走錨対策の強化を勧告。

(2) 海上交通センターによる情報提供、危険回避措置の勧告制度（海上交通安全法第 33 条・第 34 条、港則法第 43 条・第 44 条）

① 臨海部における施設等周辺の一定の海域において錨泊、航行等する個別の船舶に対し、走錨のそれなど事故防止に資する情報を提供し、その情報の聴取を義務化。

② 船舶同士の異常な接近等を認めた場合に、当該船舶に対し危険の回避を勧告。

(3) 湾外避難等の円滑な実施のための協議会制度（海上交通安全法第 35 条）

海上保安庁、海事・港湾関係者、行政機関で構成する協議会を各海域に設置し、避難の対象となる台風、避難の時期や対象船舶、勧告発出時の連絡・周知の体制等について調整を図り、台風等接近時の船舶の円滑な避難に備えることを目的としている。

6 指定海域における措置（163 ページ参照）**津波等の非常災害発生時****船舶に対する移動命令等に関する事項****情報の聴取義務海域に関する事項**5 **東京湾への入湾時における船名等の通報する事項**

港則法 港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的として定められた法律で、出入港、航法、航行管制信号、停泊方法、危険物、水路の保全、灯火などについて定めている。

この水路誌の記載区域内では、江名港、中之作港、鹿島港、千葉港、京浜港、名古屋港、四日市港及び高知港に特定航法、錨泊の方法、停泊の制限、航行に関する注意、航行管制信号、進路の表示などの特別の規則が定められている。

10

詳細は、第 3 編の各関係港湾記に記載してある。

~~海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 42 号）により、海上交通管制一元化のため次の内容の規定が新設され、平成 30 年 1 月 31 日から施行されている。~~

~~**1 津波等の非常災害発生時**~~

15

~~**情報の聴取義務海域に関する事項**~~~~**2 平時**~~~~**事前通報手続きに関する事項**~~~~**港内の航路を航行しようとする船舶に対する入港時刻等の指示に関する事項**~~

領海及び接続水域に関する法律 我が国の領海は、基線からその外側 12M の線までの海域と定めている。なお、当分の間、対馬海峡東水道、同西水道及び大隅海峡などの特定海域に係る領海については、基線からその外側 3M の線及びこれと接続して引かれる線までの海域と定めている。

20

接続水域は、我が国の領域における通関、財政、出入国管理及び衛生に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域として、基線からその外側 24M の線までの海域（領海を除く。）と定めている。

25

基線は、低潮線、直線基線及び湾口若しくは湾内又は河口に引かれる直線としている。

海流

区 域	概 要
野島埼～犬吠埼	距岸 30～40Mから沖合は、黒潮の領域で 1～4kn の北東流となっている。 勝浦以南の沿岸付近では、黒潮がかなり接岸して北東～東の強流となることがあるが、勝浦以北の沿岸では、流向はまちまちで 1kn を超えることは少ない。
犬吠埼～金華山	黒潮、津軽暖流及び親潮が複雑に交錯する海域で、各海流の勢力の消長により北流又は南流に変化する。特に距岸 20～30M以内では流向がまちまちで、流速は 0.5～1kn 前後であるが、ときには 2kn に達することもある。その沖合では南流が多くなるが、黒潮が北上して 1kn 以上の北～北東流になることもある。
金華山～尻屋埼	津軽海峡を抜けた津軽暖流は沿岸に沿って南下し、その沖合を親潮が南下しており、一般に南流が卓越している。流速はおよそ 0.3～2kn であるが、夏季には 2kn 以上に達することもある。 なお、鮫角以北には、時々顕著な向岸流がある。 津軽暖流は、津軽海峡を抜けた後に、沿岸に沿って南下する場合と尻屋埼の東方 60～80M付近まで達してから南下する場合がある。一般に後者は夏・秋季に多く流速も強い。その東側には北海道南東部の沿岸に沿って南下してきた親潮があり、津軽暖流と並行して南下している。流速は津軽暖流域で 0.5～2kn で、夏季には 3kn 以上に達することもあり、親潮流域ではおよそ 0.3～1.5kn である。

目標

地 物 名	概 位	備 考
洲 埼	34° 58.5' N 139° 45.4' E	埼端は低く灯台がある。南方又は北方から遠望すると小山が連立しているように見える。
野 島 埼	34° 54.1' N 139° 53.3' E	平らな低い埼で、西側へ約 500m 突出し、灯台がある。
八 幡 岬	35° 08.1' N 140° 18.7' E	岬頂に黒色の森がある。昼夜とも沖合からの好目標である。
犬 吠 埼	35° 42.5' N 140° 52.1' E	埼端に灯台がある。岬角はレーダの好目標である。
塩 屋 埼	36° 59.7' N 140° 58.9' E	埼上に灯台がある。
金 華 山	38° 17.7' N 141° 34.0' E	高さ 444m、円すい形で、東方から接近する船舶の初認陸地となる。島の南東端の鮑荒埼上に灯台がある。
鮭ヶ埼《トドガサキ》	39° 32.8' N 142° 04.3' E	低いがけの埼で、灯台及び照射灯（同灯南方約 4km の大根を照らす。）があるが、北航の際には背景に紛れて見えにくいことがある。
尻 屋 埼	41° 25.8' N 141° 27.7' E	平らの低い埼。灯台及び照射灯（同灯東北東方約 1.7km にある大根東部の標柱を照らす。）がある。

5 漁業 八幡岬南方の 200m 等深線付近において、7～10 月のイカの漁期には 100～200 隻の漁船による集団操業が行われ、勝浦沖約 2M から南方へ約 13M、東方へ約 12M の海域にて 10 月～翌年 6 月の間、200～300 隻の漁船による、キンメ鯛の操業が行われる。また、野島埼～鮭ヶ埼に至る沖合海域では、例年 11～12 月ころにサンマ棒受け網漁業が行われる。（第 1 編 総記 第 7 章 航行に関する諸注意 「漁業」の項、23 ページ参照）

10 千倉～鴨川沖距岸 2M には定置網があり、注意が必要である。

犬吠埼周辺沖合においては、各種の漁場があり、イワシ、アジ、サバ漁等は周年操業しているので注意を要する。

航行上の注意 塩屋埼の北東方約 23M、距岸約 10M (37° 19.5' N 141° 15.8' E)、同地点の南方約 1M (37° 18.6' N 141° 15.8' E) に浮体式風力タービン発電設備（浮体部黄色塗、黄灯付き）2 基が設置され、その西方約 1M (37° 18.6' N 141° 14.4' E) に浮体式洋上サブステーション（浮体部黄色塗、黄灯付き、霧信号併設）が設置されている。

これらの施設の西南西方の広野火力発電所付近陸岸に至る間に海底線（電力等）が敷設されて

入港上の注意 東日本大震災の被災により、以下のことに注意を要する。

- 1 入港する場合は、事前に港湾管理者等から港湾施設等について詳細な情報を入手すること。
- 2 公共ふ頭は一部沈下により、満潮時等に越波する場合がある。
- 3 港内で錨泊する場合、海底の堆積物に錨が絡むことを想定し注意すること。

5 港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考	
(須賀ふ頭) 公共ふ頭	-11m岸壁	39° 16.0' N 141° 53.8' E	190	11.5	18,000×1	クレーンがある。
	-7.5m岸壁	39° 16.1' N 141° 53.5' E	130	7~7.5	5,000×1	岸壁前面海域に陰悪物が散在している。
	-7.5m耐震岸壁	39° 15.9' N 141° 53.8' E	130	8~8.5	5,000×1	
	-4.5m岸壁	39° 16.0' N 141° 53.6' E	120	4~4.5	1,000×1	

上表のほか、会社専用の棧橋及び物揚場がある。

最大入港船舶 2014年12月23日、石炭運搬船 KASHIMA MARU (93,288 t、満載喫水 18.2m) が日本製鉄専用岸壁南棧橋に着岸した。

- 10 **錨地** 大型船は、鎌崎の東方にある検疫錨地付近に錨泊するのが常である。検疫錨地の北部は、底質泥又は砂で錨かきは良いが、水路に近いので出入港船の支障とならないよう、錨地の選定には注意を要する。
第1区は、錨かきは良いが錨地が狭く、陰悪物が点在している。台風などで港内の錨泊が困難なときには、北方の山田湾か南方の大船渡港に避難できるが、両湾は定置網や養殖施設が多いので注意を要する。
危険物積載船錨地は、第2区に指定されている。
- 15 **台風・津波対策** 台風・津波等による海難事故を防止するため、釜石・大槌・山田地区船舶安全対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：釜石海上保安部)

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
釜石海上保安部(港長)	0193-22-3830	岩手県釜石沿岸広域振興局土木部	0193-25-2708
函館税関大船渡税関支署 釜石出張所	0193-22-3010	仙台検疫所釜石出張所	仙台検疫所(本所) 022-367-8100へ連絡

- 20 **引船・通船** 引船がある。
- 補給** 清水、氷の補給ができる。給油船がある。
- 修理** 造船所1社(上架能力200t)がある。

医療施設

名称	電話番号	備考
岩手県立釜石病院	0193-25-2011	

水先 仙台湾水先区水先人会に要請する。(第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照)

入港上の注意

- 1 公共岸壁(水深 4.5m 以上)は、ほぼ利用が可能となっているが、入港する場合には、事前に港湾管理者等から港湾施設等について詳細な情報を入手すること。
- 5 2 港内には険悪物が散在しているので注意を要する。

針路法

工業港 港口に近づいたら、石巻港雲雀野防波堤灯台(38° 23.9' N 141° 15.9' E)とその西方約 400 mにある石巻港第 1 号灯浮標との間の水路中央を同防波堤に並行して進む。同防波堤は、接近しないと確認できないことがある。

- 10 内港 旧北上川の中央を航行すればよいが、河口の水深は絶えず変化している。また、河口の東・西防波堤は高潮時に没することがあるので注意を要する。

漁港 石巻漁港導灯(38° 24.9' N 141° 20.8' E(前灯、後灯共)、2 灯一線 000.6°)を進む。次に、西防波堤に並行して進み、船だまり内に向かう。

錨地 検疫錨地は、雲雀野防波堤灯台の南東方にある。

- 15 港湾施設

名称		概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
南浜ふ頭	大型 栈橋	38° 24.8' N 141° 16.4' E	165	11	15,000×1	
	10,000 t 岸壁	38° 24.9' N 141° 16.5' E	165	9	10,000×1	
	5,000 t 岸壁	38° 24.9' N 141° 16.6' E	130	7.5	5,000×1	
潮見ふ頭 1~5 号岸壁		38° 25.1' N 141° 17.1' E	290	4.5	1,000×5	一部工事中未測箇所あり
日和ふ頭	1~5 号岸壁	38° 25.1' N 141° 16.6' E	380	2.5~3.5	1,000×5	
	6 号岸壁	38° 25.0' N 141° 16.4' E	165	10	10,000×1	
	7 号岸壁	38° 25.1' N 141° 16.4' E	185	9.5~10	15,000×1	
大手ふ頭	1・2 号岸壁	38° 25.2' N 141° 16.3' E	260	7.5	5,000×2	
	3~5 号岸壁	38° 25.2' N 141° 16.1' E	320	5.5	2,000×3	
中島ふ頭	1 号岸壁	38° 25.1' N 141° 16.0' E	130	5.5	2,000×1	
	2・3 号岸壁	38° 25.0' N 141° 16.0' E	372	10	15,000×2	
	1,000 t 岸壁	38° 24.9' N 141° 16.0' E	60	7.5	1,000×1	
雲雀野中央ふ頭	1 号岸壁	38° 24.3' N 141° 17.2' E	260	13	40,000×1	
	2 号岸壁	38° 24.4' N 141° 17.1' E	260	13	40,000×1	
雲雀野北ふ頭		38° 24.5' N 141° 16.9' E	170	5.5~9	12,000×1	
石巻漁港	-7m 岸壁	38° 24.7' N 141° 20.0' E	1,474	6~7	—	魚市場がある。
	-6m 岸壁	38° 24.7' N 141° 19.2' E	1,157	5~6	—	
	-7m 栈橋	38° 24.6' N 141° 19.9' E	715	6~6.5	—	

上表のほか、内港に水深 4.5m 以下の物揚場、栈橋があり、工業港には会社専用の係船施設がある。

係船浮標 南浜ふ頭大型栈橋の南側に係船浮標がある。

架橋 旧北上川河口に日和大橋(高さ約 17m)がある。

- 20 最大入港船舶 2019 年 4 月 12 日、客船ダイヤモンド・プリンセス(115,875t、喫水 8.5m)が、雲雀野中央ふ頭に着岸した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、石巻港船舶津波・台風等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考	
北 ふ 頭	A岸壁	36° 25.9' N 140° 37.5' E	290	14.5	50,000 × 1	耐震岸壁、クレーン
	B岸壁	36° 25.9' N 140° 37.3' E	230	12.5	30,000 × 1	クレーン
	C岸壁	36° 25.9' N 140° 37.2' E	170	9.5~10	10,000 × 1	クレーン
	D岸壁	36° 25.9' N 140° 37.0' E	130	7.5	5,000 × 1	
	E岸壁	36° 25.9' N 140° 36.9' E	130	7.5	5,000 × 1	
	F岸壁	36° 25.9' N 140° 36.8' E	130	7.5	5,000 × 1	
	G岸壁	36° 25.9' N 140° 36.7' E	100	5	2,000 × 1	
	H岸壁	36° 25.9' N 140° 36.6' E	100	5	2,000 × 1	
	I岸壁	36° 25.9' N 140° 36.6' E	100	5	2,000 × 1	
	J岸壁	36° 25.8' N 140° 36.6' E	100	5.5	2,000 × 1	
	K岸壁	36° 25.7' N 140° 36.6' E	100	6.5~7	2,000 × 1	
中央ふ頭A岸壁	36° 25.6' N 140° 36.6' E	130	6~7	5,000 × 1	耐震岸壁	
中央ふ頭B岸壁	36° 25.6' N 140° 36.7' E	250	8.5~9	6,500 × 1		
中央ふ頭C岸壁	36° 25.6' N 140° 36.9' E	300	12	30,000 × 1	耐震岸壁	
南 ふ 頭	A岸壁	36° 24.3' N 140° 36.6' E	180	4	2,000 × 1	
	B岸壁	36° 24.3' N 140° 36.7' E	180	4	2,000 × 1	
	C岸壁	36° 24.3' N 140° 36.8' E	260	6~6.5	5,000 × 1	

上表のほか、北ふ頭基部南側及び南ふ頭基部北側に、船だまりがある。

- 5 台風・津波対策 台風・津波等による災害を防止するため、常陸那珂港船舶安全対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合せ先：茨城海上保安部 TEL 029-262-4106）。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
茨城県茨城港湾事務所	029-265-1260	横浜税関鹿島税関支署日立出張所	(日立市)
関東運輸局茨城運輸支局	029-247-5348		0294-52-2128

- 10 引船 引船がある。
補給 清水の補給ができる。

磯崎～犬吠埼（海図 W62、W1097、W1050）

- 15 概要 この約42M間の海岸は、磯崎及び犬吠埼付近を除き一連の砂浜で、常にいそ波がある。海岸の背後には樹木に覆われた丘陵が連なっている。内陸は一带の平野で、北部に那珂川、南部に利根川が注ぎ、筑波山（36° 14' N 140° 06' E、高さ876m）のほか著峰はない。

10m等深線は距岸0.5~1Mにあり、犬吠埼北方の大根（35° 49' N 140° 54' E、水深17.5m）のほか陰礁はない。

磯崎付近の磯崎漁港は、地元漁船が利用できるだけである。また、大洗岬の西側に大洗港がある。

- 20 那珂湊港から大洗港にかけての沿岸は、早朝に多数の小型漁船が操業するほか、休日にはプレジャーボートが多数出ている。また、大洗港付近の沿岸寄りでは、早朝しらす漁船が操業している。

鹿島港の沖合には、遊漁船が多い。

海事関係官公署

	官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
横浜区	第三管区海上保安本部	045-211-1118	東京出入国在留管理局横浜分室	045-211-0365
	横浜海上保安部（港長）	045-201-1671	運輸安全委員会横浜事務所	045-201-8396
	横浜税関（本関）	045-212-6000	横浜地方海難審判所	045-201-7501
	関東運輸局（本局）	045-211-7232	横浜市港湾局	045-671-2880
	横浜検疫所（本所）	045-201-4456	横浜植物防疫所	045-211-7150
	動物検疫所（横浜本所）	045-201-9478		
川崎区	川崎海上保安署（港長）	044-266-0118	東京検疫所川崎検疫所支所	044-277-1856
	横浜税関川崎税関支署	044-266-5621	横浜植物検疫所川崎出張所	044-288-3408
	横浜税関川崎税関支署 東扇島出張所	044-287-6195	動物検疫所川崎出張所	044-287-7412
	関東運輸局川崎海事事務所	044-266-3878	川崎市港湾局川崎港管理センター	044-287-6028

引船・通船 引船がある。通船があり、港内外に停泊する船舶との連絡を行っている。

補給 横浜、川崎両区とも各種補給は十分にでき、給水船がある。

5 修理

造船所名	電話番号	備考
ジャパンマリンユナイテッド横浜事業所 磯子工場	045-759-2643	
三菱重工業(株)横浜製作所 本牧工場	045-629-1331	
東亜鉄工(株)	045-502-1291	
ジャパンマリンユナイテッド横浜事業所 鶴見工場	045-500-3300	
京浜ドック(株)子安工場	045-461-6834	

廃油処理施設

事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
東京石油(株)	044-266-8817	日出～日没	ビルジ・水バラスト・タンク 洗浄水・コレクトオイル・ スロップオイル・スラッジ・ その他	水バラスト・タンク洗浄水・ スロップオイル・スラッジ・ その他

医療施設

名称	電話番号	備考
川崎市立川崎病院	044-233-5521	
地域医療機能推進機構横浜中央病院	045-641-1921	
横浜市立みなと赤十字病院	045-628-6100	
横浜保土ヶ谷中央病院	045-331-1251	

10

15

	船渡 ふ頭	1号岸壁	34° 43.6' N 137° 20.7' E	500	2~2.5	500×6	
		2号岸壁	34° 43.6' N 137° 20.4' E	450	5.5	2,000×5	
		3号岸壁	34° 43.4' N 137° 20.3' E	360	4.5	2,000×6	耐震岸壁
御津地区	御津 ふ頭	1号岸壁	34° 47.9' N 137° 18.4' E	200	5.5	2,000×2	鉄鋼用
蒲 郡 地 区	浜町 ふ頭	1号岸壁	34° 48.5' N 137° 12.2' E	185	10	15,000×1	原木用
		2号岸壁	34° 48.5' N 137° 12.1' E	130	6.5~7.5	5,000×1	原木用
	蒲 郡	1号岸壁	34° 49.2' N 137° 13.1' E	600	3~4	700×10	スクラップ用
		2号岸壁	34° 49.0' N 137° 13.3' E	180	6	2,000×2	砂利・石材用
		3号岸壁		90	3~5.5	2,000×1	
	ふ 頭	4号岸壁	34° 48.9' N 137° 13.2' E	185	9~9.5	15,000×1	原木・鉄鋼用
		5号岸壁	34° 49.0' N 137° 13.1' E	390	8	5,000×3	原木用
		6号岸壁	34° 49.0' N 137° 13.0' E	90	5.5	2,000×1	原木用
		7号岸壁	34° 48.9' N 137° 12.9' E	90	6	2,000×1	原木用
		8号岸壁	34° 48.8' N 137° 13.0' E	390	7.5	5,000×3	輸送機械用
		9号岸壁	34° 48.7' N 137° 13.1' E	185	10	15,000×1	輸送機械用
	竹島 ふ頭	10号岸壁	34° 49.0' N 137° 12.9' E	250	4	700 t 級	
		11号岸壁	34° 48.2' N 137° 12.9' E	250	10	18,000×1	
		1号岸壁	34° 49.1' N 137° 13.5' E	96	4	3,000×1	
2号岸壁	131	4.5~6		5,000×1			
3号岸壁	118	6			フェリー		

豊橋地区 紙田川河口に貯木場 (34° 41.9' N 137° 19.2' E) がある。

上表のほか、各所に会社専用の係船岸壁、栈橋がある。

航法 三河港豊橋地区神野南・北防波堤から港内側に至る約 2Mの海域 (自主規制海域) において、長さ 100m以上の船舶の追越し・行会いを防止する自主規制ルールを設けている。詳細はウェブページで公開されている。

URL <https://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/safety/rule/000002.html>

錨地

豊橋地区 豊川河口の西南西方約 2M、水深 7m前後の所に錨泊できる。検疫錨地は姫島の北西方約 2M 付近にある。

なお、これら錨地は、西風時に走錨のおそれがある。

蒲郡地区 防波堤外の竹島と大島とのほぼ中間の西側で、水深 6m前後の所が好錨地である。

冬季、西寄りの風が強いときには、大島の東側が比較的錨地に適している。付近の養殖施設に注意を要する。

検疫錨地は、橋田鼻の南東方約 2M付近にある。

海事関係官公署

	官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
豊橋地区	三河海上保安署 (港長)	0532-34-0118	名古屋出入国在留管理局豊橋港出張所	0532-32-6567
	名古屋税関豊橋税関支署	0532-32-6566	名古屋検疫所三河・福江出張所	名古屋検疫所(本所) 052-661-4131 へ連絡
	名古屋植物防疫所清水支所豊橋出張所	054-352-3775	愛知県三河港務所	0532-31-4156
蒲郡地区	名古屋税関豊橋税関支署蒲郡出張所	0533-68-6008	愛知県三河港務所蒲郡出張所	0533-69-5381

台風・津波対策 本港では、台風及び地震・津波による事故を未然に防止するため、名古屋港台風・地震津波対策委員会において、港長が行う警戒体制の発令及び解除等の情報伝達を行っている。（問合せ先：名古屋海上保安部）

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
第四管区海上保安本部	052-661-1611	名古屋検疫所（本局）	052-661-4131
名古屋海上保安部（港長）	052-661-1615	名古屋植物防疫所（本所）	052-651-0112
名古屋港海上交通センター	052-398-0711	動物検疫所中部空港支所名古屋出張所	052-651-0334
名古屋税関（本関）	052-654-4100	名古屋植物防疫所南部出張所（知多市）	0562-32-1389
名古屋税関西部出張所（飛島村）	0567-55-2974	名古屋出入国在留管理局（本局）	052-559-2148
名古屋税関南部出張所（知多市）	0562-32-5191	名古屋港管理組合	052-661-4111
中部運輸局（本局）	052-952-8002		

5

引船・はしけ 引船、はしけがある。

通船 ガーデンふ頭にある棧橋から港内停泊船（外港西部を除く）へは定期便が、外港西部の停泊船及び伊勢湾シーバースへは不定期便がある。

補給 清水、燃料油、氷の補給は十分にできる。給水船及び給油船がある。

10

廃油処理施設

事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
㈱ダイセキ 本社名古屋事業所	環境2部重油課 052-611-6321	0830～1700	ビルジ・その他	
ENEOS 知多製造所	管理課 0562-32-3211	0800～1650	ビルジ・水バラスト・ コレクトオイル	水バラスト・タンク洗浄水
出光興産	安全環境室 0562-55-1119	0800～1700	ビルジ・水バラスト・ コレクトオイル	水バラスト・タンク洗浄水

医療施設

名称	電話番号	備考
名古屋港湾福利厚生協会臨港病院	052-661-1691	
労働者健康安全機構中部労災病院	052-652-5511	

海上交通 苫小牧港及び仙台塩釜港（仙台区）に至るカーフェリー便（最大 15,795 t ほか）がある。また、ガーデンふ頭と潮見ふ頭、金城ふ頭との間を運航する水上バスがある。

15

港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
第1岸壁	34° 04.5' N 136° 12.1' E	延長120	3~4	300t×2	
-5.5m岸壁		91	5.5	500t級	
第2岸壁	34° 04.4' N 136° 12.1' E	延長73	2~3	300t×2	
第2棧橋		114	2~3.5	700×2	
第3岸壁	34° 04.3' N 136° 12.2' E	80	1.5~3.5	2,000×1	
第4岸壁	34° 04.2' N 136° 12.2' E	161	2~3.5	2,000×2	
天満岸壁	34° 04.5' N 136° 12.4' E	250	4	500t×2	

上表のほか、会社専用の岸壁及び棧橋がある。

5 架空線 桃頭島から瀬元鼻に至る配電線（高さ30m）がある。

最大入港船舶 1989年3月20日、タンカー MINOTAVROS（68,630t、喫水15.3m）が尾鷲三田工事所棧橋に着岸した。

台風・津波対策 本港では台風及び地震、津波等による事故を未然に防止するため尾鷲港異常気象等発生時安全対策委員会を設置し、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合せ先：尾鷲海上保安部）。

10

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
尾鷲海上保安部	0597-25-0118	名古屋検疫所四日市検疫支所 尾鷲・勝浦出張所	四日市検疫支所 0593-52-3574へ連絡
名古屋税関四日市税関支署 尾鷲出張所	四日市税関支署 059-353-6421へ連絡		

引船 タンカー入港時に他港から来る。

補給 岸壁などで清水、燃料油、氷の補給ができる。給油船がある。

15

医療施設

名称	電話番号	備考
尾鷲総合病院	0597-22-3111	

三木埼～熊野川河口（海図W75、W93）

概要 三木埼～猪ノ鼻の間は尾鷲湾付近と同様の海岸で、賀田湾、二木島湾、新鹿湾の3湾がある。

20 猪ノ鼻～熊野川河口の間は、猪ノ鼻の西側に木本港の小湾入があるほかは、真直ぐな磯浜で松林が続いている。内陸は一部の山地である。

熊野川は、三重県と和歌山県との境界となる大川で、河口の北側に鵜殿港がある。

鵜殿港の沖合3M以遠では、秋口の日没から日出までまき網漁船等が集魚灯を点灯し、多数操業している。

木本港から鵜殿港沿岸にかけて定置網があるので、距岸2.5M以内に近寄らない方がよい。

25

その南側に塩屋漁港がある。同漁港の西方に橋で接続した富島 (33° 51.6′ N 135° 09.0′ E、人工島) がある。

港口付近から北西方の沿岸域にかけて、漁船が操業していることが多いので注意を要する。

目標

地物名	概位	備考
4 タンク	33° 51.5′ N 135° 08.9′ E	火力発電所構内
煙突	33° 51.6′ N 135° 09.1′ E	高さ 204m、青白塗、火力発電所構内

5

錨地 日高港西防波堤灯台 (33° 51.9′ N 135° 08.5′ E) を 195° 約 0.6M に見る水深 9m 前後、底質砂の所は錨かきが良い。

港湾施設

名称		概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
塩屋	第1岸壁	33° 52.0′ N 135° 09.4′ E	240	11~12	30,000×1	
	第2岸壁		130	6.0	5,000×1	耐震強化岸壁
	第3岸壁		100	5.5	2,000×1	

上表のほか、富島の北側に専用岸壁 (長さ約 550m、水深 6~8m) がある。

10

最大入港船舶 2019年3月23日、客船飛鳥II (50,142 t、喫水 7.8m) が塩屋第1岸壁に着岸した。

医療施設

名称	電話番号	備考
ひだか病院	0738-22-1111	

深浦湾(32° 57′ N 132° 35′ E) 東方へ湾入し、湾奥に深浦港がある。

湾内はいつも静穏で、錨かきも良いが狭いため、わずかに船舶の避泊地となるだけである。湾口南角の鼻上に灯台がある。

5 小筑紫浦(32° 53′ N 132° 42′ E) 南東方へ約 1M湾入し、水深 10~30m、底質砂泥で、周囲は高い陸地に囲まれてよく諸風を防ぎ、100 t 級の船舶が仮泊できるが、湾内には養殖筏が多数存在するため注意が必要である。

湾奥は 2 支湾に分かれ、西支湾を栄喜浦という。東支湾の奥は埋め立てられ、-4.5m岸壁(延長 180m)がある。

10 宿毛湾港 (32° 55′ N 132° 41′ E) (海図 W1237) (JP SUK)



(2018 年 5 月撮影)

概要 宿毛湾の北東奥にある港則法適用港である。港内には大島北東部に大島漁港、池島南岸に池島漁港及び宇須々木漁港がある。

15 大島と池島を結ぶ線以東は、船舶の泊地に適するが、狭いので 500 t 以上の船舶は入港しても適当な錨地が得られない。

東寄りの風のときは風速 10m/s 以上でも岸壁係留は可能であるという。しかし、夏季南風に伴ううねりの大きいときには、岸壁係留中の船舶も動揺し、また、冬季の北西風が強いときには、港内も波立つことがあるという。大島の北方に一島、片島、丸島及び池島があり、片島及び池島は陸岸に接続している。

20 気象 年間を通じ、北東~東北東の風が多い。

目標

地物名	概位	備考
長崎鼻	32° 53.7′ N 132° 42.3′ E	鼻の南西側に灯台がある。鼻頂の長崎山は高さ 95m
西行鼻	32° 55.2′ N 132° 41.1′ E	池島の南西端で樹木が密生し、池島灯台がある。
大島	32° 54.9′ N 132° 41.8′ E	東端付近が最も高く高さ 91mである。

宿毛湾港口を示す。